

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

ホゲット石鍋製作遺跡における保存管理の現状と課題を踏まえて、本質的価値を構成する諸要素等を適切に保存管理していくための方向性を下記のとおりとする。

後世に確実に継承していくために
適切な保存管理と積極的な調査研究に取り組む

実施内容	①地区ごとに保存管理の基本方針に基づいた適切な保存管理
	②日常的な維持管理と非常時の適切な対応
	③本質的価値を明らかにするための調査研究
	④現状変更の適切な取り扱い

第2節 保存管理の方法

(1) 地区区分の設定

史跡の適切な保存管理を進めるにあたり、史跡指定地内および史跡指定地周辺の2つに区分する。このうち、史跡指定地内をA地区、史跡指定地周辺として史跡指定地から50mの範囲ならびに見学路から20mの範囲をB地区とする。

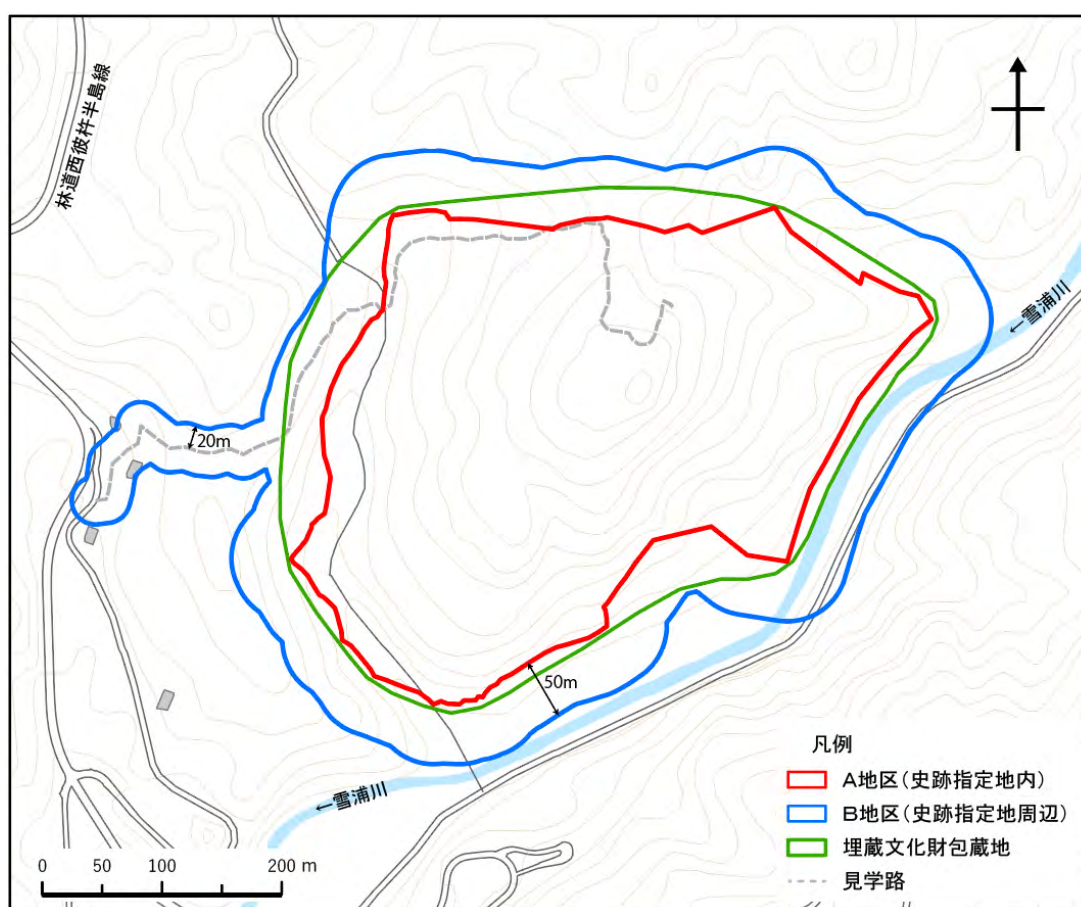


図 7-1 地区区分図

(2) 各地区における保存管理の方法

1)A 地区（史跡指定地内）

- ・分布調査および遺構調査を行い、遺構の全容を把握するとともに記録を行う。
- ・出土遺物や図面、写真類の基礎資料などを適切に保存する。
- ・法に基づき史跡指定標識、境界標、説明板を設置または更新し、史跡指定範囲を明示する。
- ・定期的な諸要素の点検、見回りを行い、史跡の価値が損なわれる状況を防止する。
- ・自然災害後の非常時対応を定め、被害の拡大防止、災害復旧を円滑に進める。
- ・史跡の調査や保存管理、活用を目的とした整備を除き、現状変更は原則として認めない。
- ・現状変更を行う場合には、文化庁および長崎県教育庁と十分な事前協議を行い判断する。
- ・指定地内でき損などが認められた場合には、現状変更取扱基準に基づき、原状復旧を行う。

2)B 地区（史跡指定地周辺）

- ・史跡指定地内の点検、見回りに合わせ、見学路、史跡説明板等の点検を行う。
- ・土木工事等を実施しようとする場合は、工事対象地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないか西海市教育委員会に事前に確認を行う。

第3節 維持管理

(1) 日常点検

遺構のき損や遺物の盗難など史跡の価値が損なわれる状況を未然に防ぐため、定期的な諸要素の点検・見回り、説明板や案内板、保存施設の管理、定期的な除草、日常的な清掃などを年に複数回実施する。

第6工房跡においては、亀裂の拡大を把握するため、ひび割れ変位測定「ヒビミル」を利用した変位の把握を継続して行っていく。

(2) 非常時対応

西海市において大雨警報、暴風警報、震度4以上の地震等の自然災害が発生し、遺構等の被害が懸念される場合は、警報等が解除された後に安全を確認した上で被害状況の確認を行う。

史跡の見学時に遺構等の崩落を確認した場合は、安全な場所に退避し、見学を中止する。認定ガイドが崩落を発見した場合は、西海市教育委員会へ報告を行い、被害状況の確認を行う。

自然災害による被害およびひび割れ変位測定「ヒビミル」により2mm以上の変位が確認された場合は、長崎県教育庁、文化庁へ報告し、専門家も交えて対策を検討する。また、き損届などの必要な行政事務を迅速に行い、市の関係部局と緊急の対策方法や災害復旧の方法について協議を行う。

第4節 調査研究

(1) 分布調査

史跡指定地内のすべての工房跡を適切に保存管理するため、分布調査を実施し、新たな工房跡の位置、規模、特徴等を把握する。分布調査において新たに工房跡を発見した場合は、長崎県教育庁への報告を行い、発見届の提出、工房跡としての登録を実施する。

また、史跡指定地周辺についても分布調査を実施し、発見した工房跡は埋蔵文化財包蔵地としての対応をとり、保存していく。さらに文化庁、長崎県教育庁と協議を行い、追加指定を検討する。

(2) 遺構調査

遺構の現況や記録のための調査を行い、遺構の保全のための基礎資料の作成を行う。工房跡ごとに石鍋製作の痕跡を観察するとともに、必要に応じて未製品等の埋蔵遺物の回収を行い埋没している遺構の状況の確認、発掘調査の目的を明確にしたうえで遺構調査を実施し、現地での説明会や報道発表等を検討する。

また、調査後は遺構の保存方法を検討し、遺構の劣化が懸念される場合は埋め戻すこととする。

(3) 遺物調査

史跡内から回収した石鍋未製品等の埋蔵遺物は、大瀬戸歴史民俗資料館に保管するものとし、出土遺物と合わせて再整理を行い、管理台帳を作成する。

また、長崎県埋蔵文化財センターで保管されている石鍋未製品、木製工具等の出土遺物は、本質的価値を構成する要素であり、非常に重要な遺物であることから、保存管理体制を整え、長崎県教育庁と移管に向けた協議を行う。

(4) 専門家および他地域の石鍋生産地や石鍋消費地との連携

専門家と連携し、遺構および埋蔵遺物、出土遺物の適切な保存管理を行う。また、他地域の石鍋生産地や石鍋消費地と情報共有、意見交換を図り、保存管理活用に繋げる。

第5節 現状変更の取扱方針と取扱基準

(1) 現状変更の取扱方針と取扱基準

現状変更の取扱方針および取扱基準を下記のとおり定める。なお、取扱方針および基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら適切に対応する。

表 7-1 現状変更の取扱方針と取扱基準

地区	現状変更の内容		取扱方針および取扱基準
A地区 (史跡指定地内)	全般		<p>地上遺構および地下に埋蔵されている遺構を確実に保存するため、調査研究や活用を目的とした発掘調査および整備といった史跡の保存活用のための行為以外は、原則として現状変更を認めないものとする。</p> <p>ただし、公益上必要な行為については、本質的価値が損なわれない範囲で許可する場合もあり、上記の場合と合わせて、これらの行為を実施する場合は、遺構保全に努めなければならない。</p> <p>現状変更等の必要が生じた場合は、長崎県教育庁、文化庁と十分な事前協議を行い、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとするに留意する。</p>
	建築物	新築	<p>史跡の保存活用に伴う行為（便益施設等の整備）のみ認める。なお、掘削を伴う場合は遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
		増改築	
		移築	
		撤去	
		修理・修繕	
	工作物	新築	<p>史跡の保存活用に伴う行為（標識・説明板・案内板・標柱・注意札・境界標・囲い等の整備）であり、遺構等への影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。</p> <p>史跡の保護に不要な工作物等については、撤去を認め、その他の行為は認めない。なお、撤去に際して掘削を伴う場合は遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
		増改築	
		移築	
		撤去	
		修理・修繕	
	造成	盛土	<p>史跡の保存活用計画の整備方針に則ったものに限り認める。ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
		切土	
地下埋設物		<p>史跡の保存活用に伴う行為（便益施設の整備に伴う水道管・下水管の整備）および史跡の予防保全対策に伴う行為（排水管等の整備）のみ認める。ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>	
木竹	植樹	<p>史跡の保存管理、活用、整備、防災（土砂流出崩壊防止）に係るものに限り、遺構等に影響を及ぼさない範囲で認める。</p> <p>ただし、史跡指定地は保安林に指定されているため、事前に関係部署と協議を行うこと。</p>	
	伐採・伐根		
発掘調査		<p>調査研究、保存整備に関わる発掘調査については、基本的に遺構の保存を前提とし、やむを得ず掘削する場合は必要最低限に留める。</p>	
保存整備		<p>西海市教育委員会が調査の成果を踏まえて実施する遺構の保存、復元、修復などの整備については、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。</p>	
災害復旧		<p>災害の拡大防止や保存のために必要な災害復旧は認める。</p>	
その他		<p>上記の開発行為等にあてはまらない事項については、西海市教育委員会で協議の上、可否について決定する。</p>	

地区	現状変更の内容	取扱方針および取扱基準
(史跡指定地周辺) B地区	全般	地区内で土木工事等を実施しようとする場合は、工事対象地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないか西海市教育委員会に事前に確認を行い、必要に応じて文化財保護法第93条および第94条による届出・通知を行う。 分布調査や発掘調査等により史跡に関連する遺構が発見された場合は、保存への協力を強く求めるとともに、追加指定と公有化を検討する。

(2) 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、西海市教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

表 7-2 現状変更の許可申請区分

必要な現状変更 文化庁長官の許可が	法令	
	文化財保護法第 125 条	
	行為の主な内容	
	文化財保護法第 125 条のただし書きおよび文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に規定する行為以外の行為	
	ホゲット石鍋製作遺跡で想定される事例	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存管理、活用に必要な施設（便益施設等）の設置工事 ・ 遺構の保存管理に影響を与える樹木の伐採、抜根 ・ 史跡の保存管理、活用、整備目的の発掘調査 ・ 埋蔵遺物の採取、取り上げ
許可可能な現状変更 西海市教育委員会が	法令	
	文化財保護法施行令第 5 条第 4 項	
	行為の主な内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年以内の期限に限って設置される小規模建築物（階数が 2 以下で、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で、建築面積が 120 m²以下のもの。）の新築、増築または改築 ・ 工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から 50 年経過していない工作物）または道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの。） ・ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置または改修 ・ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修 ・ 建築または設置の日から 50 年を経過していない建築物等の除却 ・ 木竹の伐採 ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 ・ その他の土地形状の変更を伴わない行為 	
	ホゲット石鍋製作遺跡で想定される事例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定標識、境界標、説明板、囲いの設置、改修 ・ 史跡の保存管理、活用に必要な施設のための水道管・下水管の設置、改修 ・ 史跡の保存管理に必要な排水管の設置、改修 ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	
	法令	
	文化財保護法第 125 条の但し書きおよび特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条	
許可申請が不要な行為	行為の主な内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ き損または衰亡箇所の指定当時または現状変更等の後の原状復旧 ・ き損または衰亡の拡大を防止するための応急の対応 	非常時対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状復旧が明らかに不可能である場合のき損または衰亡箇所の除去 ・ 日常的な維持管理に伴う行為で土地自体に影響のない行為 ・ 工作物の維持管理のための行為で土地自体に影響のない行為 	
	ホゲット石鍋製作遺跡で想定される事例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の状況に応じて行われる応急措置 ・ 除草作業、倒木除去、樹木剪定等の日常管理 ・ き損箇所の軽微な復旧 ・ 出土遺物の保存管理、活用 	